

「農地や農道が狭い。排水不良で野菜が作れない。」
「今の農地では貸したくても借り手がない。」

「農地を整備したい！ だけど負担額が心配！！」
と、お困りの地域の皆様

- 整備を検討している地域の面積は10ヘクタール以上（中山間地域は5ヘクタール以上）ありますか？
- 現在の担い手への農地の集積率は概ね80%未満ですか？
※担い手：認定農業者等
- 農地中間管理機構に農地を貸し付けることはできますか？
※農地中間管理機構：公益財団法人栃木県農業振興公社が県知事の指定を受けています。

全て当てはまる



農地中間管理機構関連農地整備事業に 取り組んでみませんか

☆農地中間管理機構関連農地整備事業（以下、機構関連事業という。）とは、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の工事に係る費用負担を求めずに、県が農地整備事業を実施できる制度です。

【事業費の負担割合】

国	県	市町	農業者
62.5%	27.5%	10%	0%

☆機構関連事業を実施するためには「5つの要件」と「細部要件」を達成する必要があります。

細部要件① 目標年度※において次のどちらかを満たすこと。

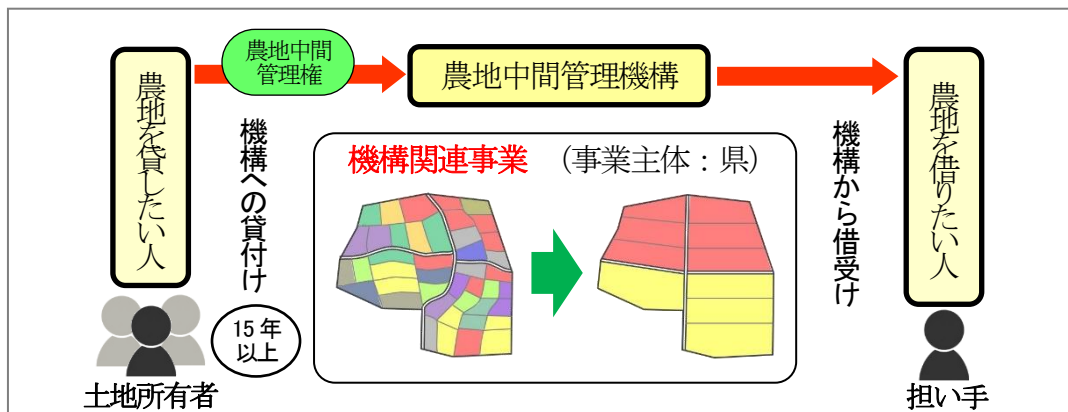
- 「販売額の20%以上向上」
- 「生産コストの20%以上の削減」かつ「米の生産コストが9,600円/60kgを下回る」

※目標年度は事業完了後5年以内です。

細部要件② 次の(1)と(2)を満たすこと。

- (1) 狭小・不整形や排水不良など生産コストの削減等を阻害する農地が事業対象の農地の半分より多くしめる地区であること。
- (2) 収益性の要件設定にかかわらず、
 - 米の生産コストが事業完了5年後以内に概ね9,600円/60kgを下回る。もしくは
 - 地区の作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合が概ね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が概ね10%以上向上する。又は
地区の作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が概ね50%以上向上する。

機構関連事業のイメージ



問い合わせ先

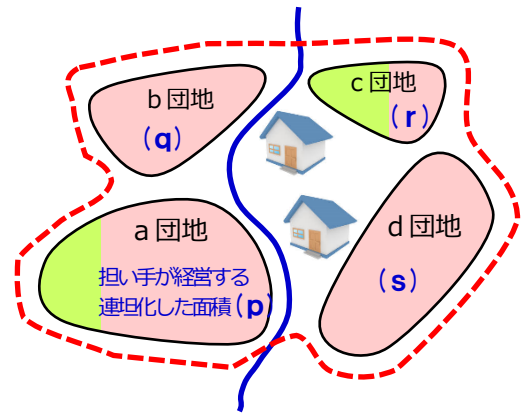
組織名	電話	組織名	電話
栃木県農政部農地整備課	028-623-2360	下都賀農業振興事務所	0282-23-3428
河内農業振興事務所	028-626-3097	塩谷南那須農業振興事務所	0287-43-1261
上都賀農業振興事務所	0289-62-6146	那須農業振興事務所	0287-23-2153
芳賀農業振興事務所	0285-82-4665	安足農業振興事務所	0283-22-2355

ウ) 担い手への集団化要件

事業対象農地の **8割以上** を事業完了後5年以内に担い手に集団化する

$$\text{担い手への集団化率} = \frac{(p)+(q)+(r)+(s)}{a+b+c+d}$$

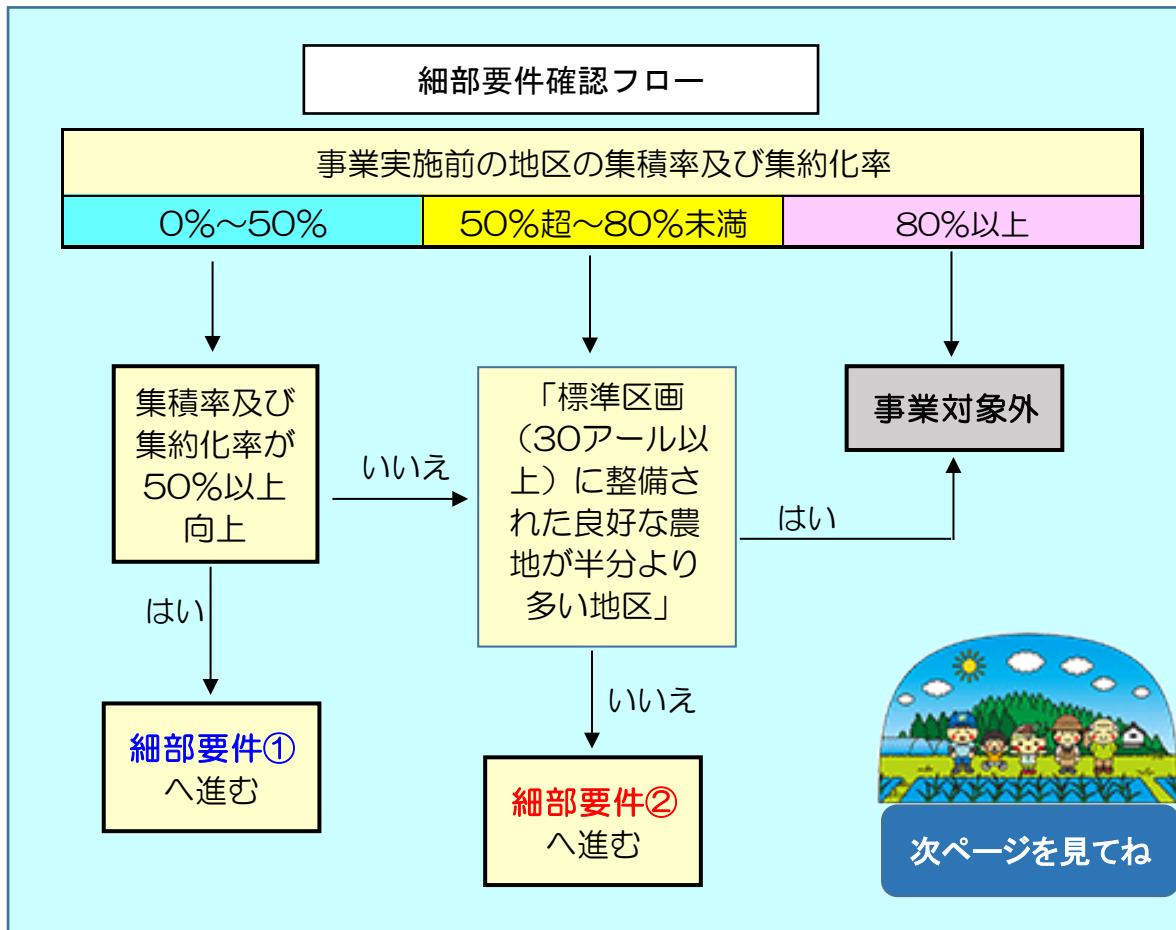
- a ~ d : 事業対象農地
- (p)~(s) : 各団地で、担い手が経営する連坦化した農地面積 (右図 着色部)



エ) 収益性の要件

事業完了後5年以内(果樹は10年以内)の事業対象地域の
販売額が**20%以上**向上、または、**生産コストが20%以上**削減

細部要件



機構関連事業の5要件

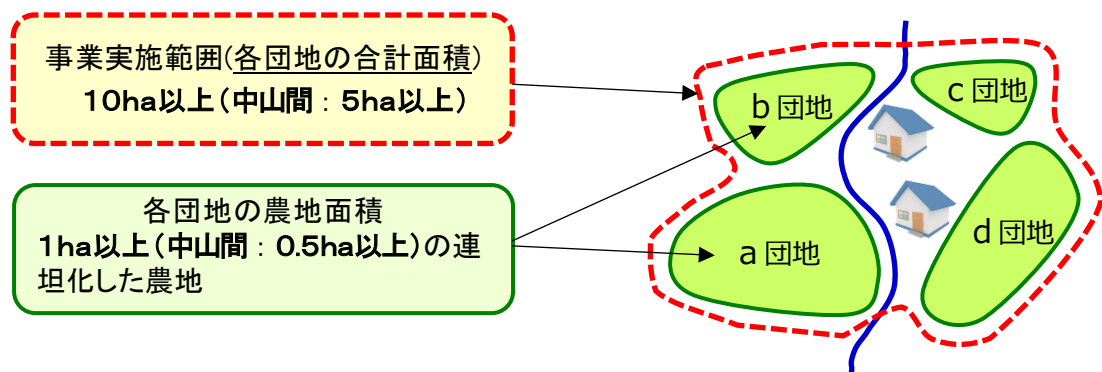
- ① **事業対象農地の全て**について、**農地中間管理権が設定**されていること。
- ② 各団地の合計面積(事業実施範囲)が一定規模以上あり、かつ、各団地が一定の要件に適合すること
- ③ 機構の借入期間(中間管理権の設定期間)が、事業計画の公告日から一定期間以上あること。
- ④ 本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること。
- ⑤ 本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上すること。

ア) 面積要件

事業実施範囲(各団地の合計面積)が、**10ha以上** (中山間地域は**5ha以上**) であること。

各団地の農地面積が、**1ha以上** (中山間地域は**0.5ha以上**) の**連坦化**がなされていること。

※現行事業の面積要件(事業実施範囲)は、平場 20ha 以上、中山間地域 10ha 以上です。



※事業実施範囲は「大字単位」を基本とするが、営農上の一体性があると判断される範囲も可能です。

イ) 農地中間管理権の設定期間

農地中間管理権の設定期間 = 事業計画の公告日から「**15年間以上**」

- ・ **事業計画の公告日までに農地中間管理権を設定**する必要があります。